

高松市監査委員告示第 16 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 31 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H28	H29.3.31	第8号	意見	災害対策に関する情報の市民への周知について	P17	総務局	危機管理課	R7.2.19
2	H30	H31.2.28	第1号	意見【重点】	補助対象団体の財政状況の確認について	P10	健康福祉局	こども保育教育課	R7.2.27
3				意見	災害時における従事職員の体制及び意見集約について	P18	総務局	危機管理課	R7.2.19
4	R2	R3.2.26	第3号	意見【重点】	緊急物資の保管環境について	P5	総務局	危機管理課	R7.2.19
5				意見【重点】	避難所における緊急物資について	P6			
6	R4	R4.6.30	第15号	指摘	適正な契約手続について	P8	総務局	危機管理課	R7.2.19
7		R4.12.5	第26号	指摘	発注に係る適正な事務処理について	P9	市民局	協働コミュニティ推進課	R7.3.3
8	R5	R5.6.30	第15号	意見	見積徴取における業者決定方法について	P8	都市整備局	河港課	R7.3.5
9		R5.11.30	第27号	指摘	補助金の適正な交付事務について	P10	創造都市推進局	文化芸術振興課	R7.3.7
10		R6.2.29	第5号	指摘	発注に係る適正な事務処理について	P10	教育局	中央図書館	R7.2.28

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度及び令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度及び令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

（1）補助金交付事務について

補助金は、地方自治法の規定に基づいて、特定の事業、研究等を育成、助長するために本市が公益上必要であると認めた場合に支出するものであり、これまで行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を果たしてきたが、近年、その支出は長期化し既得権益化する傾向を見せており、また、本市の財政状況も厳しい中、適正に執行していく必要がある。

このような状況のもと、補助金交付事務については、これまで個別の定期監査を通じて、監査委員の意見を付してきたが、本市の補助金制度に係る全庁的な問題点・課題を把握し、その改善案を提示することが市民にとって有用であることから、年度を通じ、全局を対象とした行政監査を実施する。

2 令和2年度の重点取組事項

（1）災害発生時に備えた緊急物資の管理について

今後30年以内に南海トラフ（東海沖から四国沖の領域）を震源としたマグニチュード8～9の巨大地震が発生する確率は、70～80%と言われており（令和2年1月「地震調査研究推進本部」更新）、建物倒壊、火災、津波等大規模災害の発生が予想されているほか、近年は集中豪雨による風水害などの自然災害が全国各地で発生しており、大規模災害等が発生した場合に備えて、食料及び生活必需品等の緊急物資を確保しておくことは、極めて重要である。

本市では、「災害時緊急物資備蓄計画」（以下「計画」という。）に基づき、大規模災害等発生時に、被災者及び避難者に対し、生活救援物資を供給するため、市立小学校体育館、総合センター・支所、コミュニティセンターなどに、食料・飲料水、生活必需品（毛布・タオル等）、資機材（簡易トイレ等）の備蓄を行っている。

そこで、計画に基づき、緊急物資の数量、品目及び備蓄場所の整備等が適切に管理されているかについて調査を行い、今後の防災に係る事務の執行及び防災力の強化に有効となる監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第8号	告 示 日	平成29年3月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	災害対策に関する情報の市民への周知について		
意 見 の 内 容	災害対策に関する情報の発信について、市民が必要な情報を得やすいよう、閲覧者の立場に立って、ホームページ「もっと高松」の内容を整理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P17		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月19日
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	本件意見については、平成30年度から、避難情報や気象情報等をプッシュ型で通知する、香川県の「防災情報メール」や、南海トラフ地震等の被害想定や地震発生時の行動マニュアルなど、市民の防災・減災意識の啓発に有効な、本市の「防災マップ」の項目を、本市ホームページ「もっと高松」内の「くらしの情報」のトップページに配置するとともに、「災害への備え」のページ内には、備蓄品のほか、住宅の耐震診断や耐震化に対する助成事業の情報を掲載するなど、市民が必要な情報を得やすいよう、閲覧者の立場に立ち、災害対策に関する情報の内容を整理した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	補助対象団体の財政状況の確認について		
意 見 の 内 容	団体育成・運営支援型補助金等は、補助事業者の資産を正確に把握し、補助の必要性を判断する必要があることから、財務書類の提出を求めるなど、各保育施設の収支状況等を確認されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月27日
所 管 課 等	健康福祉局 こども未来部 こども保育教育課
措 置 結 果	本件意見に係る高松市認可外保育施設補助金については、令和元年度から、実績報告の際に、補助金実績報告書及びその添付書類に加えて、施設全体の財務状況が分かる計算書類の提出を求めることとし、施設の収支状況等を確認している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	災害時における従事職員の体制及び意見集約について		
意 見 の 内 容	現に、従事職員の用務が重複していることから、選任に当たっては、職員の状況を十分に把握するよう所属長に指導されるとともに、重複が生じた場合には、危機管理・防災対策の所管部署において調整されたい。 また、職員の意見等を集約するなどの体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P18		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月19日
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	本件意見について、災害発生時に用務に従事する職員の選任に当たっては、令和6年4月開催の局長会議を通じ、各所属長に対し、所属職員の状況を十分に把握した上で、従事する用務が重複しないよう周知した。 また、同年6月に実施した水防本部設置運営訓練においては、訓練の振り返り時に、従事職員から出された意見や要望等を取りまとめ、各班長から発表を行い、情報共有するとともに、平常時においても、従事職員からの相談等に対し、個々に対応する体制を整えている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	緊急物資の保管環境について		
意 見 の 内 容	災害等発生時の危機管理業務に支障がないよう、各施設に周知するなど、緊急物資の保管環境を適正に整えられたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月19日
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年2月に、緊急物資を保管している各施設長に対し、災害等発生時の危機管理業務に支障が出ないよう、緊急物資の保管等への協力を周知・依頼するとともに、緊急物資の使用期限に伴う更新作業時のみならず、毎年、災害時指定職員が指定避難所等を訪問する際に、保管状況を確認するなど、緊急物資の保管環境の適正化に努めることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	避難所における緊急物資について		
意 見 の 内 容	避難所開設時、避難者に食料や飲料水を直ちに供給できない事態を未然に防ぐ方策について、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月19日
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年9月に実施した高松市災害時緊急物資備蓄計画の修正に際し、定期監査等に基づく意見を含め検討した結果、同計画に基づき、食料、飲料水及び生活必需品については、1日分の必要量を、原則、香川県と等分で備蓄し、指定避難所となっている小学校、中学校及びコミュニティセンター等に配置するとともに、必要に応じて、指定避難所以外の施設に保管している緊急物資についても、適時適切に、指定避難所に配送することとしている。 また、災害発生2日目以降については、物資供給や配送等に関する協定を締結している市内業者からの流通備蓄により、必要な物資を調達できる体制を整備している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／総務局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第15号	告 示 日	令和4年6月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	適正な契約手続について		
指 摘 の 内 容	契約手続については、契約事務の透明性及び公平性を図り、十分な説明責任が果たせるよう法令等を遵守し、適正な事務処理及び審査を執行されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月19日
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年2月に、管理職員を含めた全職員に対し、定期監査等に基づく指摘事項を含め、契約事務における関係法令等の遵守や適正な事務処理について、周知徹底を図った。 また、決裁文書の審査に当たっては、係長や課長補佐（文書取扱主任）、課長のそれぞれが、記載内容等を十分に確認した上で、審査済みであることを表記することにより、所属内のチェック体制を強化した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第26号	告 示 日	令和4年12月5日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	発注に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	消耗品購入等の発注については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月3日
所 管 課 等	市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度から、契約監理課への契約依頼により消耗品を一括発注するなど、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第15号	告 示 日	令和5年6月30日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	見積徴取における業者決定方法について		
意 見 の 内 容	見積徴取における業者決定方法については、契約相手方の決定方法を記載した決定要領等をあらかじめ参加業者に提示するなど、契約手続の透明性の確保に努められたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月5日
所 管 課 等	都市整備局 河港課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、見積徴取通知書には、業者の決定方法を記載した見積要領を添付し、全参加業者に通知するよう是正した。 また、見積要領の添付漏れがないよう、起案の際には、見積徴取通知書に併せて添付するとともに、参加業者にメール送信する際にも、管理職員が再度添付を確認する体制を構築した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	補助金の適正な交付事務について		
指 摘 の 内 容	補助金の交付申請においては、申請者が補助金額を自ら算出し、記載することが可能となるよう、当該補助制度の抜本的な見直しを行うことなども含め、適正な補助金交付事務が執行されるよう改めるとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月7日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度から、申請者からの申込書を受け、市で内容を精査した上で補助金交付予定金額を内示した後、申請者が補助金額を記載して、補助金等交付申請書を提出することとした。 また、着手届は、事業着手時に提出するよう、高松市文化芸術活動助成事業募集要項を改めたほか、提出された関連書類は、適正に管理することとしている。 さらに、適正な補助金交付事務を執行するよう、課内会議やリスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に周知するとともに、決裁時には提出書類の確認を徹底するなど、審査体制の構築を図っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	発注に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	物品購入については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月28日
所 管 課 等	教育局 中央図書館
措 置 結 果	本件指摘事項に係る感熱ロール紙については、令和6年10月から、緊急時を除き、契約監理課への契約依頼により一括購入している。